

平成18年8月1日から開始しました緊急地震速報の先行提供におきましては、「情報提供仲介者を介した家庭での緊急地震速報の利用」については、先行提供としては認められない旨をこれまでもお知らせしてきたところですが、この点をより明確にするとの観点から、平成19年3月3日から、「緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項（第二号様式）」を下記のとおり変更いたしました。今後は、この新しい様式をお使い頂くようお願いいたします。なお、既に旧様式で提出されている場合は、新様式での再提出の必要はありませんが、当庁の確認手続きに際し、電話等により、家庭での利用の有無をお尋ねする場合がありますので、ご了承頂くようお願いいたします。

記

旧様式

「2．緊急地震速報利用の目的
（具体的に記載して下さい。）」



新様式

「2．緊急地震速報の目的（具体的に記載して下さい。事業所以外で利用される場合は、その旨を明記して下さい。なお、情報提供仲介者を介しての家庭での利用は認めていません。）」